

古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関

柿沼 亮介

はじめに

鞠智城は、文献上の初見である『続日本紀』文武天皇二年（六九八）

五月甲申（二十五日）条が、

令_三大宰府繕_二治大野・基肆・鞠智三城」。

として、大宰府を防衛するためには設置された大野城や基肆城とともに鞠智城を挙げていることから、七世紀後半の対外的な危機の中でも整備された古代山城として理解されてきた。しかし鞠智城の大きな特徴の一つは、他の多くの古代山城が八世紀前半に次々と廃絶させられたのに対して、長く存続したことである。かつて鞠智城の目的について在地勢力の牽制という仮説を提示したが（柿沼二〇一四）、本稿では西海道を中心とする古代日本の辺境支配の変遷について検討した上で、鞠智城の機能の時期ごとの変質について考えたい。

第一章 辺境の制度的位置づけ

古代国家において辺境の範囲や役割は、制度上どのように位置づけられていたのだろうか。律令では辺境について「辺」という概念で捉えられており、「辺」「縁辺」「辺遠国」「辺要」「返城」「東辺」「北辺」「西辺」などの語がみえる（今泉一九九二一a）。

養老軍防令12兵士向京条に、

凡兵士向_レ京者名_二衛士_一。守_レ辺者名_二防人_一。

とあるように、「辺」は辺境を意味していた。そこでまずは「辺」に関する規定から、令制における辺境_一のあり方の具体像をみていただきたい。

「辺縁」については、養老軍防令65東辺条に、

凡縁_二東辺北辺西辺_一諸郡人居、皆於_二城堡内_一安置。

とあり、廄牧令15駅各置長条には、

若縁_レ辺之処、被_二蕃賊抄掠_一、非_二力制_一者、不_レ用_二此令_一。

とある。すなわち「辺縁」は、東・北・西の「境界」地域を表し、「蕃族」の脅威にさらされる地として意識されている。

「辺遠」については、養老職員令70大国条に次のような規定がある。其陸奥出羽越後等国兼知_二饗給_一・征討_一・斥候_一。壹岐対馬日向

薩摩大隅等国、總知_二鎮捍_一・防守及蕃客帰化_一。

集解では、「防守」の部分の朱説において、「惣鎮捍防守者。未知。部内之人歟。若外賊歟。答。部内之人。凡此國辺遠。人心殊_二於餘人_一。故云爾耳。未明。」とあり、これらの国は「辺遠」として位置づけられており、しかもその国内には「鎮捍・防守」の対象となるような勢力がいることが示唆されている。

養老賦役令10辺遠国条には、

凡辺遠国、有_二夷人雜類_一之所。応_レ輸_二調役_一者、隨_レ事斟量、不_三

必同_二之華夏_一。

とある。集解古記には、「夷人雜類謂_二毛人。肥人。阿麻弥人等類_一」。
問。夷人雜類一歟。二歟。答。本一末二。仮令。隼人。毛人。本土
謂_二之夷人_一也。此等雜_二居華夏_一。謂_二之雜類_一也。」とあり、辺遠国
には「夷人雜類」がおり、それらの具体例として毛人・肥人・阿麻
弥人等が挙げられている。このように、辺遠国は「異民族」を抱え
る存在であると位置づけられている。

「辺要」については、養老仮寧令10官人遠任条の義解に、
及居_レ辺為_レ要。壹岐対馬之類。

とあり、さらに同条の集解古記に、

及任居_二辺要_一。謂伊伎対島陸奥出羽是。

とある。辺境が「要」の地であることを表すとともに、その具体例

として壹岐・対馬・陸奥・出羽が挙げられている。

「東辺」「北辺」「西辺」については、先述の軍防令65東辺条の他
に、養老令市令06弓箭条に、

凡弓箭兵器。並不_レ得_下与_二諸蕃_一市易。其東辺北辺。不_レ得_レ置_二
鉄治_一。

とあり、さらに『紅葉山文庫本令義解』裏書にみえる同条の逸文に、
古記云。東辺北辺。謂_二陸奥出羽等國_一也。

とある。

以上のような律令やその注釈書にみえる辺境の規定について、そ
れぞれが定められたと考えられる同時期の史料も含めて検討し、時
期ごとの辺境の地域設定について考えていきたい。

〈八世紀前半〉

まず、「辺遠」についてみていく。職員令70大國条の集解朱説の
「此国辺遠」が本条全体に係るとすると、陸奥・出羽・越後・壹岐・
対馬・日向・薩摩・大隅が「辺遠」であるということになる。宮原
武夫氏は、七〇二年以降の早い時期に設置された薩摩国、七一二年
に越後国出羽郡を割いて設置された出羽国、七二三年に日向国の四
郡を割いて設置された大隅国を除いて、陸奥・越後・壹岐・対馬・
日向が大宝令段階で辺要とされたとし、陸奥・出羽・越後・壹岐・
対馬・日向・薩摩・大隅は養老令段階での辺要であるとする（宮原
一九八六）。それに対して中村明藏氏は、本条の集解朱説の解釈や
賦役令10辺遠国条との関係などから、「辺遠国」と「辺要」は異な
る概念であるとし、壹岐・対馬については「辺遠国」ではないとす
る（中村一九八九a）。

続いて「辺要」であるが、仮寧令10官人遠任条の集解古記の記述
から、壹岐・対馬・陸奥・出羽が「辺要」として位置づけられている。
中村氏が主張するように蝦夷や隼人の居住地域のみを「辺遠国」
として理解するのであれば、陸奥・出羽・薩摩・大隅のみが「辺遠
国」となるが_二、壹岐・対馬・陸奥・出羽は「辺要」として位置づ
けられていることから、八世紀前半の古代国家にとって、少なくと
も陸奥・出羽は対外的要地であり夷人が居住する地域、壹岐・対馬
は対外的要地、薩摩・大隅は夷人が居住する地域として位置づけら
れていたことが分かる。さらに、令本文に記述がある越後や日向も
広い意味での辺境であつたと言えよう。

『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条に、

勅、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多額等司、身居「辺要」、稍苦「飢寒」。挙乏「官稻」、曾不_レ得_レ利。欲_レ運「私物」、路険難_レ通。於_レ理商量、良須「矜愍」。宜下割「大宰所」管諸國地子_二各給上。守一万束、據七千五百束、目五千束、史生二千五百束。以資_二遠戌_一、稍慰「羈情」。

とあり、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多額が「辺要」とそれでいて、

『類聚三代格』延暦十一年（七九二）六月七日付勅では、諸国の

兵士について、

宜下京畿及七道諸國並從「停廢」以省_中勞役_上。但陸奥出羽佐渡等國及大宰府者、地是辺要不可_レ無_レ備。所_レ有_レ兵士宜_二依_レ旧置_一。檢_二案内_一。兵部省天平十一年五月廿五日符稱。奉_レ勅。諸國兵士皆悉暫停。但三閥并陸奥出羽越後長門并大宰管內諸國等兵士依_レ常勿_レ改者。然則此國依_レ旧与_二大宰府管内接_レ境。勘_二過上下雜物_一。常共_二警虞_一。無_レ異「辺要」亦山陰人稀。差發難_レ集。若有「機急」。定致_二闕怠_一。望請_レ依_レ舊置「兵士五百人」。以備_二不虞_一。（後略）

とある。すなわち、先にみた延暦十一年（七九二）六月七日勅で陸奥・出羽・佐渡・大宰府管内を除く国々の兵士が廃されたが、これに對して長門国が、長門は大宰府管内と境を接し、「辺要」と変わらないとし、天平十一年（七三九）五月二十五日兵部省符において兵士を停止した際に三閥・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内は除外された前例を持ち出して兵士五百人の復置を願い出ている。こ

こから、長門も辺要と同様に扱われたことが分かる。

『類聚三代格』弘仁四年（八二三）八月九日付太政官符は、筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国_二の兵士を削減しているが、「兵士之設本備「非常」。辺戎之要莫_レ大_二於此_一」とあり、辺境における軍事に関する事項としてこれらの国々の兵士の問題が扱われている。西海道諸国_二のうち、削減対象として壱岐・対馬・日向・大隅・薩摩は挙げられておらず、同じ辺境の中でも、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後とは区別されていると考えられる。

『類聚三代格』延暦二十一年（八〇一）十二月付太政官符には、応_三依_レ旧置「兵士」事

右得_二長門国解_一称。謹奉_二去延暦十一年六月七日勅書_一称。（中

略）宜下京畿及七道諸國。兵士伝馬並從「停廢」以省_中勞役_上。但

陸奥出羽佐渡等國及大宰府者、地是辺要不可_レ無_レ備。所_レ有_レ兵士宜_二依_レ舊置_一。檢_二案内_一。兵部省天平十一年五月廿五日符稱。奉_レ勅。諸國兵士皆悉暫停。但三閥并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸國等兵士依_レ常勿_レ改者。然則此國依_レ舊与_二大宰府管内接_レ境。勘_二過上下雜物_一。常共_二警虞_一。無_レ異「辺要」亦山陰人稀。差發難_レ集。若有「機急」。定致_二闕怠_一。望請_レ依_レ舊置「兵士五百人」。以備_二不虞_一。（後略）

制度が適用されるようになったということである。このことから中村氏は、この時期に西海道は、壱岐・対馬を除いて辺要から除かれたとする（中村一九八九a）。

以上のように、八世紀後半

以上のように、八世紀後半から九世紀初頭にかけては、陸奥・出羽・佐渡と西海道諸国、さらにその隣接地域としての長門が辺境として扱われていたが、西海道諸国の中では、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後と日向・大隅・薩摩・壱岐・対馬は辺境としての位置づけが異なっていた。さらに、西海道諸国の軍事的な緊張感が緩和されたことで、九世紀になると辺境としての特殊な軍事体制がとられなくなつていつた。

九世紀半ば～一〇世紀初頭

八世紀後半～九世紀初頭にかけての段階では、九州南部も辺境として制度的に位置づけられていたが、『紅葉山文庫本 令義解』書入にみえる軍防令65東辺条の逸文には、

朱云。不レ云「南辺」者。於南无レ辺者。

とある。すなわち、八三四年に施行された令義解において、「南」の辺境は存在しないことになつており、日向・大隅・薩摩は辺境としては位置づけられなくなつたと考えられる。

とある。すなわち、八三四年に施行された令義解において、「南」との辺境は存在しないことになつており、日向・大隅・薩摩は辺境としては位置づけられなくなつたと考えられる。

また、『類聚三代格』貞觀十一年（八六九）三月七日付太政官符には、隱岐國について「新羅凶醜」に対応して「応_下停_二史生一人」
補_中弩師_上事」として、

彼國地在「辺要」。堺近「新羅」。警備之謀當「異」他國。宜「早」下知殊令「警護」者。此國素無「弩師具」。又無「其師」。望請。省「史生」任「弩師」。少大之賊応レ機討滅。

下知殊令ニ警護一者。此國素無ニ弩師具一。省ニ史生ニ任ニ弩師一。少大之賊応レ機討滅。

このように、九世紀には九州南部が辺境として認識されなくなつていく一方で、新羅海賊の活動の活発化などにより、壱岐・対馬・五島列島や、隠岐のような日本海～東シナ海の辺境島嶼が重視されるようになった^五。

そして九二七年に完成した『延喜式』においては、民部省式9辺要条では、

陸奥國。出羽國。佐渡國。隱岐國。壹伎嶋。対馬嶋。

とされている。『延喜式』は八三〇年施行の『弘仁式』や八七一年施行の『貞觀式』の内容を多くは受け継いでいるとされているが、ここで規定は今までみてきた辺境の変化と合致しており、九世紀中頃から一〇世紀初頭にかけてはこれらの国・嶋が辺境とされたと考えられる^六。

第一章 律令制下の辺境島嶼支配

『延喜式』卷二十二・民部省上には、畿内・七道の六十六国・二
嶋が挙げられている。これらのうち島嶼からなる国・嶋としては、
北陸道佐渡国・山陰道隱岐国・南海道淡路国・西海道壹岐嶋・西海
道対馬嶋が挙げられる。さらにこれ以外に、八七六年には五島列島

に値嘉島が設置されることとなつた。

ここで注目されるのは、島国は淡路国を除いてすべて辺境島嶼にあたり、また嶋^七という行政区画が西海道にのみ設定されていることである。嶋は国に準じる行政区画とされるが、ではなぜ国と区別されているのだろうか。本章では律令制下における壱岐・対馬と南島の支配を考えた上で、西海道における辺境支配の特質について検討したい。

一、壱岐島・対馬島

壱岐・対馬は古来より、朝鮮半島との交流の最前線として位置づけられてきた。

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝には、

倭人在「帶方東南大海之中」、依「山島」為「國邑」。旧百餘國、漢時有「朝見者」、今使駅所^レ通三十國。從^レ郡至^レ倭、循^レ海岸^レ水行、歷^二韓國^一、乍^レ南乍^レ東、到^二其北岸狗邪韓國^一、七千餘里。始度^二一海^一、千餘里。至^二對馬國^一。其大官日^二卑狗^一、副日^二卑奴母離^一。所^レ居絕島。方可^二四百餘里^一。土地山陰、多^二深林^一。道路如^二禽鹿經^一。有^二千餘戶^一。無^二良田^一食^二海物^一自活。乘^レ船南北市糴。又南渡^二一海^一、千餘里。名曰^二瀚海^一。至^二一大國^一。官亦日^二卑狗^一、副日^二卑奴母離^一。方可^二三百里^一。多^二竹木叢林^一。有^二三千許家^一。差有^二田地^一。耕^レ田猶不^レ足^レ食。亦南北市糴。又渡^二一海^一、千餘里。至^二末盧國^一。

倭国伝には、

明年、上遣^二文林郎裴清^一使^二於倭國^一。度^二百濟^一、行至^二竹島^一。南望^二耽羅國^一、經^三都斯麻國^二、迺在^二大海中^一、又東至^二一支國^一。又至^二竹斯國^一。

倭國傳には、

とある。小野妹子が派遣された遣隋使の帰国に際して、大業四年（六〇八）に隋の皇帝煬帝は裴世清を答礼使として派遣したが、その際の行程として、百濟に渡つてから朝鮮半島南部を進み、「都斯麻國」（対馬国）、「一支國」（壱岐国）を経て「竹斯國」（筑紫国）に至る経路が示されている。

唐代にも、遣唐使犬上御田鍬を送る形で倭に派遣された高表仁について、次のようにある。

『日本書紀』舒明天皇四年（六三二）八月条に、

大唐遣^二高表仁^一、送^二三田耜^一。共泊^二于對馬^一。是時學問僧靈雲、僧旻及勝鳥養、新羅送使等從之。

『日本書紀』舒明天皇五年（六三三）正月甲辰（二十六日）条
大唐客高表仁等歸^レ國。送使吉士雄摩呂・黒麻呂等、到^二對馬^一而還之。

すなわち、高表仁は往路、対馬に来泊し、そこには新羅の送使も従つており、朝鮮半島の新羅領内から対馬に渡つたと考えられる。また復路も対馬を経由しており、倭の送使が対馬まで付き添っていた。つまり、朝鮮半島から対馬までは新羅の送使が、日本列島から対馬までは倭の送使が高表仁に付いていることをうかがう

ことができる。古代東アジアの交通において送使は、複数の国を

またがつて移動する者を国ごとに通送するシステムであり（河内二〇一）、七世紀の段階で対馬は、日本と新羅の「国境」となつていたことを表している。

壱岐・対馬は、朝鮮半島諸国との通交においても重要な役割を担つていた。『日本書紀』には、以下のような史料がみえる。

舒明天皇二年（六三〇）三月朔条

高麗大使宴子拔・小使若徳、百濟大使恩率素子・小使德率武徳、

共朝貢。

大化元年（六四五）七月丙子（十日）条

高麗・百濟・新羅、並遣レ使進レ調。

大化二年（六四六）二月戊申（十五日）条

高麗・百濟・任那・新羅、並遣レ使貢ニ獻調賦。

大化三年（六四七）正月壬寅（十五日）条

高麗・新羅、並遣レ使貢ニ獻調賦。

齊明天皇元年（六五五）是歲条

高麗・百濟・新羅、並遣レ使進レ調。

齊明天皇二年（六五六）是歲条

高麗・百濟・新羅、並遣レ使進レ調。

これらは、高句麗・百濟・新羅の使節が、共に倭にやつて来ていることを表している。これらの使節が対馬・壱岐に来着した史料はないが、『日本書紀』舒明天皇二年（六三〇）是歲条には、

改修ニ理難波大郡及三韓館。

とあり、難波に朝鮮半島三国の使節のための客館が置かれていたことから、対馬・壱岐、筑紫経由で難波に向かうという入境経路をと

つていたものを考えられる^{一〇}。

八世紀になると、遣唐使船は五島列島から東シナ海を一気に横断して江南に至る「南路」がとられるようになり（東野二〇〇七）（河内二〇一九）、遣唐使の航路としては対馬・壱岐経由のルートは用いられなくなつた。しかし新羅との通交では、その後も対馬・壱岐経由のルートが用いられた。

新羅使が対馬や壱岐へ来着したことを示す直接的な史料は多くないが、『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月丙子（十二日）条に、

新羅使級浪金初正等一百八十七人、及導送者卅九人、到ニ著對馬嶋^一。

とあり、翌月に来朝の理由を問う使節が大宰府に派遣されている^{一一}。この新羅使は在唐中の藤原河清や阿倍仲麻呂からの書状を進上するという名目で来日したもので、正式な使節ではないとの理由で大宰府から放還されているが^{一二}、新羅使の入境にあたつては、対馬・壱岐経由で筑紫に向かい、入京が許された場合には瀬戸内海を東に進み、難波を経由して入京することが通例であったと考えられる^{一二}。

壱岐については、『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）年十月丁酉（十五日）条に、

蘇我大臣設蝦蟇於家。而躬慰問。是日。新羅弔使船、與ニ賀騰極使船^一。泊ニ于壱岐嶋^一。

とあり、新羅からの崩御した舒明天皇を弔う使者と皇極天皇の即位を祝賀する使者が壱岐に立ち寄つている^{一四}。

また、遣新羅使も壱岐・対馬を経由していた。『万葉集』卷十五には、阿倍繼麻呂^{一五}ら天平八年（七三六）の遣新羅使一行が各地

で詠んだ歌が収められており、この新羅使の行程を追うことができ
る。この中で、「到_二壱岐嶋」、雪連宅満忽遇_レ鬼病死去之時作歌一首」

「到_二對馬嶋淺茅浦_一舶泊之時、不_レ得_二順風_一、經停五箇日。於_レ是瞻_二望物華_一、各陳_二慟心_一作歌三首」「竹敷浦舶泊之時、各陳_二心緒_一作歌十八首」という題詞の歌が詠まれており^{一六}、壱岐・対馬を経由したことが確認できる。遣新羅使は南北に細長い対馬の東岸を北上し、東西の海岸の間の距離が最も狭まる小船越周辺にて西岸に移り^{一七}、浅茅湾にて風待ちをしたといわれ、そのため「浅茅浦」や浅茅湾の南部の一角に位置する「竹敷浦」に停泊しているのである。

以上のように、壱岐・対馬は倭国時代から律令国家の時代にかけて、对外交流の最前線として一貫して重要な位置を占めた。そのため、六六四年には防人と烽がおかれて^{一八}、七九五年に防人が廃止されて壱岐・対馬の防人は廃止されなかつた^{一九}。

二、多櫛嶋

令制下の多櫛嶋は、現在の種子島・屋久島を中心とする島々を管轄したと考えられる。これら南西諸島^{二〇}の島々は古代より南島と称された。

『隋書』東夷伝・流求国には、

帝復令_二寬慰撫_一之、流求不_レ從、寬取_二其布甲_一而還。時倭國使來朝、見_レ之曰、此夷邪久国人所_レ用也。

とあり、煬帝の時代に羽騎尉の朱寛が流求国から持ち帰った「布甲」について、倭の使節が「夷邪久国」の人が用いるものであると言つたという。夷邪久国は屋久島を含む南方地域であると考えられ、倭

の使節はその地域で用いられる「布甲」を見たことがあつたという
ことであろう^{二一}。

また、『日本書紀』推古天皇二十四年(六一六)条には、

三月、掖玖人三口帰化。夏五月、夜勾人七口來之。秋七月、亦掖玖人廿口來之。先後安_二置於朴井_一。未_レ及_レ還皆死焉。

というように連続してヤク人(屋久島の人か)の来朝記事があり、『日本書紀』持統天皇二十八年(六二〇)八月条には、

掖玖人二口、流_二來於伊豆嶋_一。

ともあり、ヤク人が伊豆諸島に漂着している。さらに『日本書紀』舒明天皇元年(六二九)四月条には、

遣_二田部連_一〈闕_レ名〉於掖玖_一。

とある。

以上のように、七世紀初めには南島と倭の間で通交があつたことがうかがえる。

その後、正史には天武朝以降に南島関係の記事が集中してみえる。

『日本書紀』天武天皇六年(六七七)二月是月条に、

饗_二多櫛嶋人等於飛鳥寺西櫛下_一。

とあり、『日本書紀』天武天皇十年(六八二)九月庚戌(十四日)条には、

饗_二多櫛嶋人等于飛鳥寺西_二河_一邊_一。奏_二種々樂_一。

とある。飛鳥寺の西の櫛木は齊櫛と呼ばれる神木であり(今泉一九九二b)、神聖な場とされた飛鳥寺の西の地域では、様々な呪術的な行事が行われた。特に、『日本書紀』持統天皇二年(六八八)十二月丙申(十二日)条には、

饗_二蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西櫛下_一。仍授_二冠位_一、賜

レ物各有レ差。

とあるように、七世紀に飛鳥寺の西の地域は蝦夷に對しての饗宴と賜祿の場となつていた（今泉一九八六）。このような服属儀礼の場で多爾嶋人^(三)が饗應を受けたということは、この時期に古代国家は南島の人々を朝貢する異民族として扱おうとしたと考えられる。

南島に對しては、『日本書紀』天武天皇八年（六七九）十一月己亥（二十三日）条に、

大乙下倭馬飼部造連為「大使」。小乙下上村主光父為「小使」、遣「多爾嶋」。仍賜「爵一級」。

同・天武天皇十年（六八一）八月丙戌（二十日）条に、

遣「多爾嶋」使人等、貢「多爾國図」。其國去「京」五千餘里。

居「筑紫南海中」。切「髮草裳」。粳稻常豐。一殖兩收。土毛支子。莞子及種々海物等多。

同・天武天皇十二年（六八三）三月丙午（十九日）条に、

遣「多爾」使人等返之。

とあるように、日本側から使節も派遣され、種子島の現地調査が行われた。

さらに、『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）七月丙辰（二十五日）条に、

多爾人・掖玖人・阿麻弥人賜「祿、各有レ差」。

とあり、また、『続日本紀』文武天皇三年（六九九）七月辛未（十九日）条に、

多爾・夜久・菴美・度感等人、從「朝宰」而來貢「方物」。授「祿、各有レ差」。

賜「祿、各有レ差」。其度感嶋通「中國」於是始矣。

とある。種子島だけでなく、掖玖・夜久（屋久島）、阿麻弥・菴美（奄

美大島）、度感（徳之島）の人々とも通交し、賜祿によつて主従關係を確認したり、来朝を朝貢として位置づけている。そして注目されるのは度感との通交について、「通「中國」於是始矣」と評価していることであり、南島との関係において日本は自身を「中國」として位置づけている。

さらに、『日本書紀』持統天皇九年（六九五）三月庚午（二十三日）条に、

遣「務廣貳文忌寸博勢・進廣參下訛語諸田等於多爾」、求「蠻所居」。

とあり、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅（十三日）条に、

遣「務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋」覓「國」。因給「戎器」。

とあり、南島への使節の派遣は「求「蠻所居」」、すなわち服属させるべき異民族を求め、また土地を探し求める「覓國」であり、さらにはその行動は武器を用いて行われたということである。

このように、古代国家は異民族支配を目指して南島を探索し、南島人を服属させていった^(三)。しかし、大宝律令の施行を前にして、その状況に変化が生じる事態が生じる。『続日本紀』に、次のような記事がみえる。

文武天皇三年（六九九）十一月甲寅（四日）条

文忌寸博士・刑部真木等自「南嶋」至。進「位各有レ差」。

文武天皇四年（七〇〇）六月庚辰（三日）条

薩末比壳・久壳・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝

衝難波、從「肥人等」、持「兵剽」劫覓國使刑部真木等^(一)。於是、勅「竺志惣領」、准「犯決罰」。

すなわち、先掲の『続日本紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅

条にみえる覓国使は六九九年十一月に帰朝しているが、この使節は九州南部^(一四)の在地勢力によつて剽劫されていた^(一五)。

さらに、『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月朔条に、

薩摩・多櫛、隔レ化逆レ命。於レ是発レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。

とあり、薩摩や多櫛で反乱が起つたのでそれを征討し、戸を調査して戸籍に登録し、官吏が置かれた。多櫛国印が発給されるのは七一年であるが^(一六)、令制国としての薩摩国や多櫛嶋の呼称の初出は、『続日本紀』和銅二年（七〇九）六月癸丑（二十九日）条の、

勅、自「大宰率」已下至「于品官」、事力半減。唯薩摩・多櫛両國司及国師僧等、不レ在「減例」。

という記事であり、八世紀初頭の早い段階で薩摩国や多櫛嶋は令制国として整備されたと考えられる^(一七)。すなわち、この時期に種子島や屋久島は内国化されたということである。

行政区画として多櫛嶋が設置されたことで、隼人の居住地域である九州本土と分断すること（永山一九八五）や、九州南部と多櫛嶋より南の島々の中間点を軍事拠点とすること（中村一九八九b）、が可能となつたといわれる。

その後も南島からの朝貢は行われ、『続日本紀』に、

和銅七年（七一四）十二月戊午（五日）条に、

少初位下太朝臣遠建治等、率「南嶋奄美・信覚及球美等嶋人五十二人」、至「自南嶋」。

靈亀元年（七一五）正月朔条

陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等、来朝

各貢「方物」。

とあるように、太朝臣遠建治に引率されて奄美・夜久（屋久島）・

度感（徳之島）・信覚（石垣島）・球美（久米島）の人々が都までやつて来て、蝦夷などとともに地方の産物の献上を行つた。

また『続日本紀』に、

養老四年（七二〇）十一月丙辰（八日）条

南嶋人「百卅二人、授レ位各有レ差、懷「遠人」也。

神龜四年（七二七）十一月乙巳（八日）条

南嶋人「百卅二人來朝。叙レ位有レ差。

とあるように、南島人への授位や賜姓が行われ、「懷「遠人」」としている。

すなわち、奄美群島よりも南方の島々の人々も含めて新たに「朝貢」させたということである。律令国家はこのように南島人の来朝を夷狄の朝貢に見立てたが（山里一九九一）、南島に派遣された覓國使の剽劫事件をきっかけにして設置された多櫛嶋には、中央の南島政策を支える役割があつたと考えられる。

三、「嶋」と「国」

辺境島嶋には、なぜ「嶋」という特殊な行政区画が置かれたのだろうか。島嶋国を比較しながら考えてみたい。比較対象となるのは、佐渡国、隱岐国、淡路国、壱岐嶋・対馬嶋・多櫛嶋・値嘉嶋である。

佐渡・隱岐・淡路・壱岐・対馬については『延喜式』にみえる令制国の等級と『和名類聚抄』にみえる郡・郷の数を、『延喜式』の段階では廃止されていた多櫛は『和名類聚抄』にみえる郡・郷の数を、『延喜式』に記載がなく、それまでに廃止されたとみられる値嘉については『日本三代実録』貞觀十八年（八七六）三月九日条の値嘉嶋の設置記事にみえる郡の数を整理すると、以下のようになる。

佐渡国（中国）三郡二二郷

隱岐国（下国）四郡十二郷

淡路国（下国）二郡十七郷

壱岐嶋（下国）二郡十一郷

対馬嶋（下国）二郡九郷

多楓嶋（下国）四郡二五郷

値嘉嶋（二郡）

これを見ると、島國の中でも壱岐・対馬・多楓・値嘉の郷数が少ないことに気付く。しかし、隱岐の郷数も壱岐と同じく少なく、しかも後に見るように官稻で比較すると隱岐よりも壱岐の方が財政規模は大きい。では、「嶋」と「国」の境界はどこにあるのだろうか。

永山修一氏は「嶋」について、

a 地理的にみて島である

b 國際的な通交にとつて重要な場所である

c 軍事（防衛）上の要地である

d 財政的に自立しておらず、基本的には下国としての扱いを受ける

e 嶋の importance から、中央より派遣される官人（嶋司）の構成は、下国ではなく中國に準ずるものである

という特徴を挙げている（永山一九八五）。

これらのうち、a は当然すべてに当てはまる。b は、渤海使が来着した佐渡や隱岐、新羅との通交で利用された壱岐・対馬、遣唐使が帰着した多楓、遣唐使の「南路」で利用された値嘉に当てはまり、c も佐渡・隱岐・西海道諸国は「辺要」とされたことから淡路以外はすべて当てはまる。すなわち、辺境島嶼国は a～c はすべて当て

はある。問題は d と e であり、この点について検討していただきたい。

まず、各國の財政規模を比較したい。延喜主税寮式⁵出舉本稻条にみえる官稻を整理すると、以下のようになる。

佐渡 十七万五千五百束（正税三万八千束、公廨八万束、その他五万三千五百束）

隱岐 七万束（正税二万束、公廨四万束、その他一万束）

淡路 十二万六千八百束（正税三万五千束、公廨四万五千束、その他四万六千八百束）

壱岐 九万束（正税一万五千束、公廨五万束、その他二万五千束）

対馬 三千九百二十束（正税三千九百二十束）

これをみると対馬が突出して財政規模が小さいことが分かる。『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝に「土地山陰、多深林。道路如禽鹿経。」「無良田」とあり、また申叔舟の『海東諸国記』（一四七二）にも「四面皆石山、土瘠、民貧、以煮塩・捕魚・販売為生」と書かれたように、山が陥しくほとんど耕地がない対馬は農業生産に向かなかつた。

また、『延喜式』段階で存続していなかつた多楓については具体的な財政規模が分からぬが、多楓嶋の停廢を決めた『類聚三代格』天長元年九月三日付太政官奏には、次のようにある。

停多楓島隸大隅国事

右、參議大宰大貳從四位下小野朝臣峯守等解称、謹檢案内、太政官去二月十一日符称、件嶋南居海中、人兵乏弱、在于國家、良非捍城。又島嶋一年給物准稻三万六千餘束。其嶋貢調鹿皮一百餘領、更無別物。可謂有レ名無レ実、多レ損少レ益。右大臣宣、奉勅、宜下勘利害言上者。南溟淼淼、無

レ国無レ敵、有レ損無レ益。一如_二「符旨」、須_三停レ鳴隸_二「大隅國」。計_二

其課口_一、不レ足_二一郷_一。量_二其土地_一、有レ餘_二一郡_一。能満合_二

於馭謨_一、益救合_二於熊毛_一、四郡為レ_一。於レ事得レ便者。(中略)

况暝海之外費損如レ此。加以、往還之吏漂亡者多。運送之民蕩

没不レ少。守_二無レ益之地_一、損_二有用之物_一。求_二之政典_一、深迂_二

物議_一。伏望、依レ件停隸、以省_二辺弊_一。伏聽_二天裁_一。謹以申聞。

謹奏。

天長元年 九月三日

すなわち、人口も耕地も少なく、ほとんど稅収が見込めないことが分かる。

そのため、壱岐も含めて辺境島嶼に對しては財政上の特別措置がとられた。延喜主稅寮式21地子条には、

凡五畿内、伊賀等国地子、混_二合正稅_一、其陸奥充_二儲糧并鎮兵
糧_一、出羽狄祿、大宰所管諸國、充_二對馬嶋司公廨_一之外、交_二
易輕貨_一、送_二太政官厨_一、自餘諸国交易送亦同。

とあり、大宰府所管の諸国が対馬嶋司の公廨を負担していたことが分かる_二五〇。

また、延喜主稅寮式18対馬糧条に、

凡筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後等国、毎年穀二千石漕_二
送対馬嶋_一、以充_二嶋司及防人等糧_一。

とあるように、対馬嶋司や防人の糧は大宰府管内の国々から送られていた。(尾尾二〇〇四)

このように他国からの援助に頼らざるを得なかつた対馬と多額は、『続日本紀』天平十七年(七四五)十月戊子(五日)条に、論_一定諸国出挙正稅_一。毎レ国有レ数。但多額・対馬両嶋者、並

不レ入レ限。

とあるように、稅制上の例外とされた。

では、壱岐についてはどうであろうか。『続日本紀』天平十六年(七四四)七月甲申(二十三日)条に、

詔曰、四畿内七道諸国、々別割_二取正稅四万束_一、以入_二僧尼両寺_一、各二万束。毎年出挙、以_二其息利_一、永支_二造_レ寺用_一。

とあり、出挙の利を国分寺の造寺料に充てさせたが、壱岐については、『類聚三代格』天平十六年七月廿三日付詔に、

但志摩国分_二充尾張國_一。壱岐嶋分_二充肥前國_一。多額・対馬不_レ在_二此限_一。

とあり、壱岐嶋分寺の造寺料については肥前国が負担することになつていた。

また、延喜主稅寮式71壱岐嶋分寺法会条に、

凡壱岐嶋嶋分寺法会布施、供養料稻一萬二千九百七十一束一把一分五毫、(分注略)大宰府以_二管内諸国正稅_一通計以充行。(筑前国八百八十束。肥前国二千七百六十六束。肥後国三千六百廿束九把一分五毫。豊後国三千九百四束。日向国一千八百束。)とあり、また、延喜主稅寮式72壱岐嶋分寺仏聖条に、

凡壱岐嶋嶋分寺仏聖供料稻一千三百卅二束八分、講師常供料四千七百廿六束、以_二筑前國正稅_一每年充行。

とある。すなわち、壱岐嶋分寺の維持費も、大宰府管内の諸国から出させていた。

このように、壱岐もまた財政的に自立していなかつたと考えられる。なお、壱岐と隱岐を比較すると、むしろ壱岐の方が財政規模が大きいが、隱岐に對しては他の辺境島嶼に對してとられたような特

別措置が講じられた形跡はない（尾尾一〇〇四）。

続いて、派遣される国司四等官から、令制国としての等級について考えてみたい。永山氏は「嶋」について、基本的には下国としての扱いを受けたが、嶋司の構成は下国ではなく中国に準ずるものであるとする。その根拠として、先にみた『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条に、「大隅・薩摩・壱岐・対馬・多額等司」に対して大宰府所管国から「守一万束、掾七千五百束、目五千束、史生二千五百束。」を給うことを挙げている。また、壱岐についても「周防國正税帳」天平十年（七三八）六月二十二日条に「壱岐嶋徒七位下間人宿祢玉浦掾」がいることを挙げる。（永山二〇〇七）

他にも、『続日本紀』宝亀三年（七七二）十二月己未（十三日）条に、「壱岐嶋徒六位上上村村主墨繩」とみえる。細井浩志はこれらの事例から、壱岐について中国相当であったとする（細井一〇一二）。さらに、多額嶋についても『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）五月戊戌（九日）条に、

右大舎人大允正六位下大伴宿禰上足坐_{下記}災事十条_{伝中}行人間上、左遷多額嶋嶋_一とあり、掾がみえる。

では、ここから辺境島嶋国が下国ながら中国として扱われたと考えることができるのだろうか。その妥当性について検討する。

養老職員令70大國条・71上國条・72中國條・73下國条に基づき、令制国の等級ごとの国司の人数を整理すると、次のようになる。

大国・守一人、介一人、大掾一人、少掾一人、大目一人、少目一人、史生三人

上国・守一人、介一人、掾一人、目一人、史生三人

中国・守一人、掾一人、目一人、史生三人

下国・守一人、目一人、史生三人

各国の等級は『延喜式』段階のものであり、奈良時代から変化しなかったか否かは分からぬが、当初から佐渡を除く辺境島嶋国が下国であるとすると、本来、下国には置かれず、中国には置かれることになつてゐる掾がみえるということは、中国として扱われているように思える。

しかし、掾が置かれているのは財政的に自立できないために「嶋」とされた壱岐・対馬・多額だけではない³¹⁰。『日本後紀』大同四年（八〇九）二月庚午（二十四日）条に、

置佐渡・隱岐両国掾各一員。

とあり、佐渡・隱岐にも掾が置かれた。下国である隱岐にも掾が置かれているということは、「嶋」だからというわけではなく、辺境島嶋であることから掾が置かれているといえる。

また、佐渡については中国であるから掾が置かれるのは当然にも思えるが、『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）十一月乙巳（三日）条に、

復置佐渡國。守一人、目一人。

とあり、佐渡国が復置される際に掾は置かれていらない。この時点では、佐渡が下国だつた可能性もあるが、いずれにしても、掾が置かれているか否かで中国としての扱いを受けたと考ることには飛躍がある。

『延喜式』で下国と定められている和泉国の場合も、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十月辛亥（十日）条に「和泉掾正六位上小

野朝臣木村。」とあり、據がみえる。五畿の一つである和泉と、辺境島嶼である国々について下国であつても據が置かれたということが象徴的であるが、據の設置は「嶋」であることの条件ではなく、職務上の必要に応じた措置だつたと考えられる。

以上より、辺境島嶼国が「嶋」とされたか「國」とされたかの判断基準は、財政的に自立していたか否かの一点であるといえよう。

第三章 「西辺」「南辺」支配の変化と境界認識

本章では、西海道の辺境島嶼の支配のあり方が八世紀～九世紀にかけてどのように展開し、またそれが「西辺」「南辺」とされた境界認識にどのような影響を及ぼしたかを検討する。

一、辺境島嶼支配の変質

『日本紀略』天長元年（八二四）十月朔条に、
停「多櫛嶋司」、隸「大隅國」。

とおり、行政区画としての多櫛嶋は廢止された。この事情については、先にみた『類聚三代格』天長元年（八二四）九月三日付太政官奏に述べられていたが、税収が上がらず、維持するのが大きな負担であるという条件は、奈良時代から変わらなかつたはずである。では、多櫛嶋はなぜ八世紀を通じて存置されたのだろう。

『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）二月丙戌（二十日）条に、
勅「大宰府」曰、去天平七年。故大式從四位下小野朝臣老、遣
高橋連牛養於南嶋一樹牌。而其牌經年、今既朽壞。宜下依舊

修樹、毎レ牌、顯^ニ着嶋名并泊レ船処、有レ水処、及去就国行程一、
遙見^ニ嶋名一、令^中漂着之船知^{上レ}所^ニ帰向一。

とある。すなわち、天平七年（七三五）に南島の島々には牌が設置されたが、それが朽ちてきたので、島の名、船を泊めるところ、水場、多櫛嶋・大隅・薩摩への行き方、見える島の名を記した牌を修理するように大宰府に指示した。遣唐使が南島経由で帰国することがあつたことを踏まえた措置であると考えられる。

実際、遣唐使船が南島に漂着した事例は正史にたびたびみえる。

『続日本紀』天平六年（七三四）十一月丁丑（二十日）条には、

入唐大使徒四位上多治比真人広成等來^ニ着多櫛嶋。

とある。天平五年（七三三）の遣唐使の第一船が唐からの帰路、多櫛嶋に来着したのである。また、副使中臣名代の乗つた第二船は七三六年に帰国しているが^{三一}、「天平八年薩麻國正稅帳」には、この船に米や酒を支給した記事があるため、この船も南島を経由した可能性がある。先ほどの南島の「牌」は、こうした事態をうけて設置されたものと考えられる。（永山二〇一八）

七五四年には、遣唐副使吉備真備が「益久嶋」（屋久島）に帰着した後、屋久島を出発して漂流し、紀伊国牟漏埼に着いており^{三二}、また同年、遣唐大使藤原清河の乗船する第一船は、阿児奈波から奄美島を目指して出帆した後、行方不明となつた^{三三}。

遣唐使の航路としての「南島路」の存在については、現在では否定的な見解が示されているが（東野二〇〇七）^{三四}、五島列島から中國江南へと東シナ海を渡る「南路」を利用した場合、特に帰路に南島に漂着する可能性は低くない^{三五}。『延喜式』においても、大藏省式94入唐大使条で「新羅、奄美等訳語」が使節の中にみえるのは、

遣唐使が新羅領や南島に漂着する可能性を考慮してのことであると考えられる。

遣唐使が漂着した場合には、そのことを中央や大宰府へと報告する必要があることから、そのためにも中央から役人が派遣されることになる行政区画を維持する必要があつたのであろう^(三六)。

また、八世紀後半になつても隼人と律令国家の緊張関係は継続していたことも、奈良時代の段階で多額嶋を大隅国や薩摩国に編入することができるなかつた理由として考えられる（永山一九八五）。

しかし八世紀後半以降になると、こういった状況に変化が生ずる。東北の蝦夷との関係においては、蝦夷を上京させての朝貢が停止され^(三七)、このことは蝦夷に対する小中華意識に基づいた対応の変更を意味すると考えられる（熊谷二〇一三）。

九州南部においても、それまでは特殊な支配が行われていたが、延暦十九年（八〇〇）には大隅・薩摩両国で全面的に班田制が施行され^(三八)、この地域の人々は公民化された。さらにその後すぐに、隼人の朝貢や風俗歌舞の奏上も停止された^(三九)。

そして、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）十二月壬寅（七日）条に、

有^レ勅、令_下參議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣與_ニ參議左大弁正四位下菅野朝臣眞道_ニ相_中論天下德政_上。于時緒嗣議云、方今天下所^レ苦、軍事與造作也。停_ニ此兩事_ニ、百姓安之。眞道確_ニ執異議_ニ。不肯聽_ニ焉。帝善_ニ緒嗣議_ニ。即從_ニ停廢_ニ。有識聞_レ之。莫^レ不^ニ感歎_ニ。

とあり、いわゆる徳政相論において「軍事」（対蝦夷戦争）と「造作」（平安京造営）が停止されることとなつた。

すでに新羅使の来日は宝亀十年（七七九）を最後に途絶え、東アジアの国際関係は政治的な結びつきから経済的な結びつきを基調とするものへと変化しつつあつた。こうした中で、「中華」である日本が周辺諸民族を従えるという帝国型の国家構造を目指す必要性が低下した。そのため光仁朝以降、列島内の「帝国」構造の清算が進められた（坂上二〇〇一）。

八世紀後半以降、南島からの朝貢の記事はみえなくなり、また國家構造の変化を背景として隼人に對して「異民族」性を強調した支配を行う必要もなくなつた。こうしたことから、南方において「異民族」の朝貢を促したり、支配するための拠点として設けられた多額嶋は、行政区画としては役割を終え、大隅国に併合されたと考えられる。

北部九州における辺境支配はどのように変遷したのだろうか。

弘仁二年（八一二）以降、新羅海賊の活動が活発化し、たびたび対馬や五島列島、中国地方や九州地方の日本海沿岸地域などを襲つた^(四〇)。これに対して日本側は、『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月壬寅（三十日）条に、

停_ニ對馬史生一員_ニ、置_ニ新羅訳語_ニ。

とあるように、新羅人との接触を前提とした体制を整え、先にみたように他の西海道諸国とは異なり、壱岐・対馬の「辺要」としての扱いは変更しなかつた。八四九年にも、新羅海賊に備えて弩箭を置いている^(四一)。

こうした中で対馬で起こつたのが、郡司や島民などの在地勢力による国府襲撃事件であり、以下のような史料がのこる。

『文徳天皇實錄』天安元年（八五七）六月庚寅（二十五日）条

大宰府飛驛言上、対馬嶋上縣郡擬王帳卜部川知麻呂・下縣郡擬大領直浦主等、率_ニ党類三百許人_一、囲_ニ守正七位下立野正岑館_一。行_レ火射_ニ殺正岑并從者十人・防人六人_一。

『文德天皇実録』天安二年（八五八）閏二月庚申（二十八日）条
対馬嶋百姓殺_ニ守正七位下立野連正岑_一并燒_ニ官舍民宅_一者等下_ニ刑官_一而鞠_ニ讞其罪_一也。

『日本三代実録』天安二年（八五八）十二月八日条

太政官論奏曰、対馬嶋下縣郡擬大領外少初位下直氏成・上縣郡擬少領无位直仁徳等率_ニ部内百姓首從十七人_一、發_レ兵射_ニ殺守正七位下立野連正峯及從者榎本成岑等_一。氏成等罪皆當_レ斬。詔減_ニ死_一等、處_ニ之遠流_一。

この事件については、中央から派遣されて他の地域からの支援によつて生活する嶋司と島民との関係悪化によつて引き起_ニこされた、といった理由が想定されており、また減刑がなされている点も注目されてきた（永留一〇〇九）。

ここでは、境界地域の特性や島民の動向からこの問題について考えてみたい。対馬は、『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝に「南北市羅」と記されているように、島民は生計を立てるために「境界」を越えた活動を古来より行つてきた。一方で邪馬台国連合を構成する一国となり、また古代国家の中で令制国に準じた扱いを受けるなど、日本列島に形成された統一政権に政治的には帰属したが、島民の生活様式は変わらなかつたと考えられる。『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）一月十一日条には、

大宰府言、対馬嶋下縣郡人ト部乙屎麻呂、為_レ捕_ニ鷦鷯鳥_一、向_ニ新羅境_一。乙屎麿為_ニ新羅國所_一レ執

とあり、この後、新羅で船の建造や兵士の訓練を行つて対馬を奪取しようとしている様子を見て、逃げ帰つて報告している。このように新羅との間を行き来する島民は多く存在したと考えられる。

天安元年の事件では、在地勢力が国府を襲撃したのに対して、國家の側は減刑を行うなど寛大な処置に努めており、さらに、『日本三代実録』貞觀七年（八六五）三月二十二日条には、

以_ニ筑前国水田卅町_一、充_ニ対馬嶋上縣下縣両郡司統領職田_一。

とあるように郡司のための職分田を筑前国に用意している。

なぜこのような処置をとつているのだろうか。ここで参考になるのが、次の事例である。『日本三代実録』貞觀八年（八六六）七月十五日条に、

大宰府馳驛奏言、肥前国基肆郡人川辺豊穂告、同郡擬大領山春永語_ニ豊穂_一云、与_ニ新羅人珍賓長_一共渡入_ニ新羅國_一。教_ニ造_ニ兵弩器械_一之術_上、還來將_レ擊_ニ取対馬嶋_一。藤津郡領葛津貞津・高來郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津等、是同謀者也。仍副射手冊五人名簿_一進之。

とある。肥前国の郡司たちが新羅と結んで対馬を攻撃しようとしていたといふことであり、しかもこれら郡司の分布は基肆郡・藤津郡・高来郡・彼杵郡と、肥前国の広範囲にわたつてゐる。

また、『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）十二月十三日条に、筑後權史生正七位上佐伯宿祢眞繼奉_ニ進新羅國牒_一。即告_ニ大宰少貳從五位下藤原朝臣元利萬侶与_ニ新羅國王_一通_レ謀欲_ニ害_レ二國家_一。禁_ニ眞繼身_一付_ニ檢非違使_一。

とあり、藤原元利萬侶が新羅国王と通謀しているとされ、その後、元利萬侶は大宰府推問密告使に捕縛された（四二〇）。

このように当時の西海道は、在地勢力や赴任した官人が新羅と結び、国家の枠組みを超えて活動する可能性のある状況にあった。^{四三〇}そのため、天安元年の事件の後の寛大な処置は、対馬の在地勢力に対する懷柔策となることができるのではないだろうか。

さて、こうした時期に五島列島に設置されたのが値嘉島である。

値嘉島の設置については、藤原行平による起請二件のうちの一つとして、『日本三代実録』貞觀十八年（八七六）三月九日条に、

請下合_二肥前国松浦郡庇羅值嘉兩郷_一更建_三二郡_一号_二上近下近_一

置_中值嘉嶋_上曰。

とあり、肥前国松浦郡の二郷をそれぞれ郡として上近・下近の二郡を建て、それを値嘉島とするという。その理由としてこの記事に統いて、値嘉島は境界となる地域で、珍しいものを産出するために唐人がやって来て植物や石などを採取したり、新羅海賊が来たりしているが、遠方のために国司が巡行するのは難しいといったことや、遣唐使の経路にあることなどを挙げ、「當國枢轄之地」である値嘉島を防御しなければならないとする。

値嘉島についてはその後の展開が分かる史料がなく、『延喜式』にもみえないことから、一〇世紀初めまでには廃止されたものと考えられる。大日方克己氏は「その脆弱性からかすぐに肥前国に再統合されてしまう」（大日方一九九六）とするが、もともと二郷であったものを二郡とし、さらに令制国として扱うという案であり、しかも「新置_二嶋司郡領_一。任_二土_一貢_一。但其俸料拏_二定正稅公解_一之間、令_レ兼_二任肥前國權官_一。」とあって、肥前国に依存して經營することとされていた。歴史的に多くの外交使節が行き來し、対外交流の窓口として外交・防衛上の機能を有してきた対馬や壱岐と異な

り、遣唐使の出発地点ではあるものの、行政区画を置いて体系的に地域や対外交流を管理するような成熟した行政機構を整備することは難しく、廃止されたのであろう。

しかし、国家がこの時期に、来航する新羅人や唐人への対応や、国司による管理が十分に行きわたらない地域の掌握を目指したことは事実である。新羅人の来航はこの時期に始まつたわけではないことから、直前期の状況を考えると、値嘉島の設置には、外国の勢力と結びつく可能性のある在地勢力を牽制する狙いがあつたと考えられる。

さらにこの起請二件のうちのもう一つが、対馬の年糧の通送方法を改善しようとするものであつたことも注目される。本条は、九世紀後半に辺境島嶼の支配を再び強化しようと試みた史料として評価できるだろう。

二、境界認識の変化

このような辺境支配の変化を背景として、境界認識にも変化が生じた。九世紀半ばに編纂された『儀式』卷十・追儻祭文に、

四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡

とある。^{四四〇}ここで本稿と関係して注目されるのは、「西」の境界が遠値嘉、「南」の境界が佐渡とされていることである。

まず「西」の境界であるが、朝鮮半島との伝統的かつ安定した通交経路である対馬ではなく、値嘉島が境界として挙げられている。値嘉島は遣唐使の航路となつており、先掲の『日本三代実録』貞觀十八年（八七六）三月九日条でも「之地居_二海中境_一隣_二異俗_一」とされていることから、境界として認識され得る場所であつたことは

確かに、『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）二月十二日条には「新羅境」ともあり、対馬が境界として認識されなくなつたわけではない。ここで載せられている四つは、「東」「西」「南」「北」各道の最後に挙げられる国であるという指摘があるが^{四五}（坂上二〇〇八）（三上二〇一七）、追讃祭文が成立した時期に値嘉島が西海道諸国の末尾に挙げられていたことから、「西」の境界が遠値嘉となつてゐる可能性もある（坂上二〇〇八）。

「南」の境界としては、南島ではなく土佐が挙げられている。このことと、南海道の末尾の国であるからという説明は可能であるが、現実的な境界が強く意識されている時に、それとはまったく異なる観念的な境界が四至の中に入れられるとは考えにくい。

今までみてきたように、九世紀になると「異民族」としての隼人は消滅し、「異民族」に対する支配を展開する場としての「辺境」も南部九州では消滅する（永山一九九九）。このことを反映しているのが、第一章でみた軍防令65東辺条の義解逸文「朱云。不_レ云_ニ南_ニ邊_ニ者。於_ニ南_ニ無_レ邊_ニ者。」である。すなわち、九世紀になつて南島の政治的な重要性が低下し、多櫛嶋も廃止され、「南」の境界は意識されなくなつていった。

一方で、壱岐・対馬と値嘉は新羅海賊の来寇などにさらされ、どちらも「国境」として認識された。そのような中で支配の強化が図られ、それが島民の反乱や新たな行政区画の設置につながつたと考えられる。

終章 辺境支配の変遷と鞠智城

本稿では西海道の辺境島嶼を中心に辺境支配の変遷をみてきたが、これまでの知見をもとにして辺境支配と肥後との関係について検討し、そこから鞠智城の機能の変質を相関させて考えたい。

一、辺境の後背地としての肥後

肥後地域は、辺境とどのような関係にあつたのだろうか。

第一章でみたように、八世紀後半以降、西海道諸国はまとめて「邊要」として位置づけられている。西海道諸国の中でも、対隼人政策の要となる日向・大隅・薩摩や辺境島嶼である壱岐・対馬・多櫛は扱いが異なつていて、肥後を含めた西海道諸国は辺境の後背地として位置づけられていた。「辺」の語は前線の辺境だけを意味するものではなく、西海道諸国一般や大宰府を指すことがあり（今泉一九九〇）、先掲の『類聚三代格』延暦二十一年（八〇二）十二月付太政官符においても、長門が「与_ニ大宰府管内_ニ接_レ境。」「無_レ異_ニ邊要。」とされているように、「邊要」に接する地域が重視されていたことが分かる。

また、第二章一三でみたように、辺境島嶼は財政的に自立しておらず、西海道諸国からの援助に頼っていた。先掲の延喜主税寮式71壱岐嶋分寺法会條に、

凡 壱岐嶋分寺法会布施、供養料稻一萬二千九百七十一束一把一分五毫、〈分注略〉大宰府以_ニ管内諸國正稅一通計以充行。〈筑前國八百八十束。肥前國二千七百六十六束。肥後國三千六百廿束九把一分五毫。豊後國三千九百四束。日向國一千八百束。〉

とあり、西海道諸国の中で最も多くを負担しているのは、壱岐への通交経路となつてはいた肥前ではなく、肥後国であった。令制国の等級において西海道唯一の大國である肥後国が辺境支配において果たした役割の大きさが窺い知れる。

また、肥後と辺境との関係を考える上で重要なのが、第一章でみた賦役令10辺遠国条の集解古記に、

夷人雜類謂毛人。肥人。阿麻弥人等類。

とあることと、第二章一二でみた『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）

六月庚辰（三日）条に、

薩末比壳・久壳・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝

衝難波、從肥人等、持兵剽劫寃国使刑部真木等。於是、

勅_二志物領、准_レ犯決罰。

とあることである。

すなわち、「夷人雜類」とされた肥人が、南島寃国使の剽劫事件において九州南部の現地住民に従つたということである。この肥人とはどのような存在なのだろうか。

天平八年（七三六）の『薩摩国正税帳』には、薩摩国出水郡や薩摩郡の大領や主帳として肥君の名がみえ、肥君が南部九州に広く勢力を伸長させていたことが分かる。そのため、肥人を肥君と関係させて理解する見解が示されている（瀧川一九七一）（柴田一九七四）。一方で中村明藏氏は、肥人と肥君に直接的な関係はないといし、覓国使剽劫事件の記事や、『播磨国風土記』など「肥人」がみえる史料の分析から、肥人は海人集団であり、九州西岸や南部、南島など各地に居住地を持つて活動していたとし、その拠点は肥国沿岸部や島嶼部であつたと推測する（中村一九八六）。いずれに

しても肥人は、肥国と何らかの関係を有する集団であつたと考えられる^{四六}。

設置当初の薩摩国は肥後国の強い影響下にあつたと考えられており（永山二〇〇九）、薩摩の現地住民に従つた肥人も、薩摩に進出していた肥後を拠点とする勢力であろう。

このように肥後は、辺境支配を支える拠点であるとともにに^{四七}、辺境の勢力と結びつく在地勢力の拠点ともなる地域であつたと考えられる。

二、鞠智城の機能の変質

辺境の後背地に所在した鞠智城のあり方も、古代国家の辺境支配の変遷と相関していると考えられる。

まず、鞠智城のI期（七世紀第三四半期～第四四半期）からII期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）への変化の時期にあたる六九八年に鞠智城が「繕治」されていることについて考えたい。菊池達也氏は九州南部に対して武力行使も辞さない強硬な対応がなされるようになつた時期に「繕治」が行われているとしているが（菊池二〇一四）、ここで注目されるのが先ほどみた肥人の動向である。「繕治」記事の後ではあるものの、寃国使剽劫事件において反乱を起こした南部九州において、肥後系の在地勢力が中央の意向に沿わない活動を行いかねない状況において、在地勢力への支配を強化するため鞠智城の「繕治」が行われたといえる。鞠智城は、直接的に对外防衛を意識した立地にない（柿沼二〇一四）が、六九八年の「繕治」も軍事的な施設強化ではなく、政府や城のシンボルとなる得る

八角形建物を建造するなどの政治的意味合いを付与するためのものであったとされる（木村二〇一四）。すなわち、隼人や南島などを服属させ、「異民族」として扱うことで帝国型の国家を建設しようとしていた律令国家成立期に、鞠智城は辺境支配の後背地における在地支配を安定させることで「帝国」の建設の後方支援を担つたといえよう。鞠智城の「隆盛期」とされるII期における役割が在地支配を目的としたものであり、I期よりも活発な活動がみられるということは、そもそも鞠智城の設置目的が直接的な対外防衛を目指したものではなかつたことをも示唆しているといえるのではないか。

II期からIII期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）への変化についてであるが、八世紀初頭の段階ではまだ、たびたび隼人の反乱が起つていていた。しかし、文武天皇三年（六九九）、大宝二年（七〇二）、和銅六年（七一三）、養老四年（七二一〇）の隼人の抵抗を排除しながら肥後や豊前・豊後からの移民を行い、大宝二年（七〇二）には薩摩国、和銅六年（七一三）には大隅国をそれぞれ日向国を割いて成立させ、南部九州にも国郡制を敷いた。こうした中で隼人を「夷狄」とする認識も薄れていった。（永山一〇〇九）すなわち、南部九州の支配が安定したことで、地域への軍事的な圧力の必要性が低下し、鞠智城においても最低限の人員配置に留めるなど、活動が低調になつたのではないか。

III期からIV期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）への変化については、菊池氏も列島南部への強硬な政策が放棄されたからであるとする（菊池二〇一四）。そうした中で鞠智城において食料の備蓄庫としての機能が強化されていったと捉えることができる。しかし、「帝国」構造の清算が図られる中で隼人や南島支配のあり方

が変質していく事例がみられるようになるのは、九世紀に入つてからである。そのため、IV期の初めにあたる八世紀第4四半期の状況はむしろ、III期と連続して捉えられる^{四八}。この点については、今後さらなる検討が必要である。

最後に、IV期からV期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）への変化である。これについては新羅海賊の活動活発化と関係させて捉えられることがある一方で、榎本淳一氏は、鞠智城の対外防衛上の位置づけは低いとし、九世紀の対外危機と鞠智城の存続を結びつけることはできないとする（榎本二〇一七）。では、どのように考えられるのだろうか。

第三章でみたように、九世紀半ば以降の西海道では、新羅と結ぶ地域の勢力の活動がしばしばみえる。天安元年（八五七）には、第三章一一でみたように対馬の郡司や島民が国府を襲撃する事件が起つてているが、その翌年に鞠智城に関する以下の記事がみえる。

『文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

天安二年（八五八）閏二丁巳（二十五日）条

又鳴。

天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舍悉破、青苗朽失。九

国二島盡被^ニ損傷^ニ。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

兵庫は古代の政府にとつて天皇の身体や内憂外患を占う重要な装備として認識されており（林二〇一九）、これらの「自鳴」記事について新羅海賊と結び付けて理解する見方もある。しかし、土居嗣

和氏は、「自鳴」についてその意味よりもそのことを国家が把握すること自体が重要であるとし、鞠智城の「自鳴」についてもそれを

国家が把握しなければならないものであるからこそ『日本三代実録』に採録されたとする（土居二〇二一〇）。このように考えると、西海道において危機が生じていてそれを国家が認識し、対応しようとしていることを示すために、鞠智城が象徴的にとり上げられているということであろう。危機意識の高まりの中で直接的に对外防衛を意識した立地にない鞠智城が再び在地勢力の牽制のために国家によつて注目されたということである。この記事の後の貞觀八年（八六六）には、肥前郡司が新羅人と結んで対馬を襲撃しようとする事件が、貞觀十二年（八七〇）には藤原元利・萬侶が新羅国王と通謀しているという事件が発覚している。

さらに、『日本三代実録』貞觀十七年（八七五）六月二十日条には、
大宰府言、大鳥ニ集ニ肥後國玉名郡倉上一。向レ西鳴。群鳥数百、
噬ニ拔菊池郡倉舍菖草一。

とあるが、この翌年には唐人や新羅人が来航していることや、国司が十分に巡回できることなどを理由に値嘉嶋の設置が建議されている。これはすなわち、西海道において地域支配が不安定になつている状況を怪異記事によつて表し、それを政府が把握し、対応したということを表しているのではないか。さらに『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条には、

又肥後國菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

とある。

以上のように、九世紀の第4四半期に差し掛かる頃に、在地勢力への牽制拠点としての鞠智城を政府が再認識しており、このような

状況の中で鞠智城の機能もV期へと移行したと考えられる。

鞠智城のI期～V期は、古代国家による辺境支配の変遷と概ね重なり、だからこそ鞠智城の機能は辺境支配の枠組みの中で捉えられるべきであると考えられる。しかし史料的な制約もあり、因果関係の論証には不十分な点も多いと思われる。個別事項の精緻な検討を通して、対外関係の枠組みと在地支配の実態とを統合的に把握することが、今後の課題である。

【参考文献】

- 相澤央 二〇〇五初出 「北の辺境・佐渡国の特質」『越後と佐渡の古代社会－出土文字資料の読解－』高志書院 二〇一六
今泉隆雄 一九八六初出 「蝦夷の朝貢と饗給」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 二〇一五
今泉隆雄 一九九〇初出 「古代東北城柵の城司制」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 二〇一五
今泉隆雄 一九九一a 「律令国家とエミシ」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 二〇一五
今泉隆雄 一九九二b 「飛鳥の須彌山と齊櫻」『古代宮都の研究』吉川弘文館 一九九三
榎本淳一 二〇一七 「東アジア世界の変貌と鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム二〇一六 成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会（古代山城の退場）』熊本県教育委員会
大日方克己 一九九六 「古代における国境の形成と日本」『歴史評論』五五五

- 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
- 柿沼亮介 二〇一七 「律令国家形成期における対外関係と日本の小中華意識」『日本史研究』四一
- 柿沼亮介 二〇二一 「対馬をめぐる「国境」認識の歴史的展開」『早稲田教育評論』三五一一
- 加藤友康 二〇一六 「平安期における鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム』二〇一五 成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城 熊本県教育委員会 二〇一六
- 菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
- 木村龍生 二〇一四 「鞠智城の役割に関する一考察——熊襲・隼人対策説への反論——」『鞠智城跡II——論考編1』 熊本県教育委員会
- 熊谷公男 二〇一三 「節会に参加する蝦夷」 熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史 第三巻 境界と自他の認識』 清文堂出版
- 河内春人 二〇一一 「古代国際交通における送使」 鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』 勉誠出版
- 河内春人 二〇一九 「遣唐使の交通——その往路」 川尻秋生編『古代文学と隣接諸学8 古代の都城と交通』 竹林舎
- 近藤浩一 二〇一七 「八世紀(II期～III期)の鞠智城と肥後地域——新羅山城との比較検討から——」『鞠智城と古代社会』五 論社
- 坂上康俊 二〇〇一 『日本の歴史05 律令国家の転換と「日本』 講談社
- 坂上康俊 二〇〇八 「八／十一世紀日本の南方領域問題」 九州史学研究会編『境堺からみた内と外 『九州史学』創刊五十周年記念論文集下』 岩田書院
- 柴田勝彦 一九七四 「新『肥びと』論」『東アジアの古代文化』二

- 新飼早樹子 二〇二〇 「八世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論」 I III期・IV期八世紀第4四半期を中心に——』『鞠智城と古代社会』八 鈴木拓也 二〇〇七 「律令国家転換期の王権と隼人政策」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四
- 瀧川政次郎 一九七一 「猪甘部考」『日本歴史』二七二 田中聰 二〇〇七 「隼人・南島と律令国家——南方の国制施行——」『日本古代の自他認識』 塙書房
- 土居嗣和 二〇二一〇 「律令国家と「鼓」——「鼓自鳴」記事との関わりから——」『鞠智城と古代社会』八 東野治之 二〇〇七 『遣唐使』 岩波書店
- 鄭淳一 二〇一五 『九世紀の来航新羅人と日本列島』 勉誠出版 堀尾達哉 二〇〇四 「古代の「シマ」雜感」『奄美ニユーズレター』六
- 永留久恵 二〇〇九 『対馬国志 第一巻 原始・古代編 ヤマトとカラの狭間で』 交隣舎出版企画
- 中村明蔵 一九八六 「肥人をめぐる諸問題」『熊襲・隼人の社会史研究』 名著出版
- 中村明蔵 一九八九初出a 「古代における辺遠国と辺要」『隼人と律令国家』 名著出版 一九九三
- 中村明蔵 一九八九初出b 「古代多嶼嶋の成立とその性格」『隼人と律令国家』 名著出版 一九九三
- 中村明蔵 一九九六初出 「南島覓国使と南島人の朝貢をめぐる諸問題」『古代隼人社会の構造と展開』 岩田書院 一九九八
- 永山修一 一九八五 「天長元年の多嶼嶋停廢について」『史学論叢』二一 永山修一 一九九九 「隼人と南島の世界」 原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一編『鹿児島県の歴史』 山川出版社

- 永山修一 二〇〇七 「古代の屋久島」 屋久町郷土誌編さん委員会編
『屋久町郷土誌 第四巻 自然・歴史・民族』 屋久町教育委員会
- 永山修一 二〇〇九 「隼人の戦いと国郡制」 『隼人と古代日本』 同成社
- 永山修一 二〇一八 「列島南方史からみた日本とアジア」 田中史生編
『古代文学と隣接諸学一 古代日本と興亡の東アジア』 竹林舎
- 林奈緒子 二〇一九 「日本古代の兵庫と鞠智城」 『鞠智城と古代社会』 七
- 細井浩志 二〇一二 「総論 古代壱岐島の世界」 細井浩志編 『古代壱岐島の世界』 高志書院
- 三上喜孝 二〇一七 「古代日本の境界意識」 鈴木靖民・金子修一・田中史生・李成市編 『日本古代交流史入門』 勉誠出版
- 水谷知生 二〇〇九 「南西諸島の地域名称の歴史的および政治的背景」 『地理学評論』 八二一四
- 宮原武夫 一九八六 「律令国家と辺要」 田名網宏編 『古代国家の支配と構造』 東京堂出版 一九八六
- 村井章介 二〇一三 「外浜と鬼界島」 『日本中世境界史論』 岩波書店
- 山里純一 一九九一初出 「南島覓国使の派遣と南島人の来朝」 『古代日本と南島の交流』 吉川弘文館 一九九九
- 山里純一 一九九二初出 「南島路の存否」 『古代日本と南島の交流』 吉川弘文館 一九九九
- 山里純一 一九九六初出 「古代の多櫛嶋」 『古代日本と南島の交流』 吉川弘文館 一九九九

る場合には「辺遠」「辺要」とそのまま表記する。ただし、いざれも古代国家の中心から離れているという地理的条件では重なることから、両者も含めて「都から遠く離れたくにざかい、くにのはて」（『日本國語大辞典』）という一般的な意味で辺境の語も用いるものとする。

中村明蔵氏は、越後国と「辺遠国」「辺要」との関係は明らかではないとし、日向国については「辺遠国」であつた時期がある可能性はあるが、隼人国である大隅・薩摩とは性格が異なるとする。（中村一九八九 a）

三 後にみる『類聚三代格』 延暦十一年（七九二）六月七日付勅でも、佐渡は「辺要」とされている。

四 他にも、志摩・飛騨がみえないが、両国が「辺要」とされたとは考え難い。中村明蔵氏は、健児を設置する必要性がなかつたと推測する（中村一九八九 a）。また中村氏は、加賀についてもここにみえないとして、理由を推測しているが（中村一九八九 a）、加賀国は八二三年に越前国江沼郡・加賀郡を割いて設置されたもので、この時には存在しなかつた。

五 同じ辺境島嶼国でも、後述のように多櫛嶋は八二四年に廃止された。值嘉嶋については『延喜式』にみえず、九二七年までのいずれかの段階で廃止されたと考えられる。

六 本稿では島嶼としてのシマを「島」、行政区画としてのシマを「嶋」と表記する。

七 馬韓の国々のこと。

八 九 「魏志」弁辰伝にも名が見え、現在の金海市周辺と考えられている。

一〇 渤海使は日本海を南下して東北→山陰にかけての日本海沿岸へと来着する「北路」をとつていた。高句麗からの使節も、越へと来着した事例はあるものの（『日本書紀』欽明天皇三十一年（五七〇）四月条乙酉条・敏達天皇二年（五七三）五月条・敏達天皇三年（五七四）五月条）、初期を除いて百濟や新羅と同様に筑紫経由で入境することが

多かったと考えらる。〔柿沼二〇二一〕

一一 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十二月癸丑（十九日）条

一二 『続日本紀』宝亀元年（七七〇）三月丁卯（四日）条

一三 新羅使の来日時の行程については、天平勝宝四年（七五二）の新羅

使について最も多く史料がのこる。この新羅使に關して対馬についての言及はないが、次に見えるように、筑紫→難波→平城京という行程を追うことができる。

『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）閏二月己巳（二二日）条

大宰府奏、新羅王子韓阿浪金泰廉、貢調使大使金暄及送王子使金

弼言等七百餘人。乘船七艘來泊。

天平勝宝四年（七五二）六月己丑（十四日）条

新羅王子金泰廉等拜朝。并貢レ調。（後略）

天平勝宝四年（七五二）六月壬辰（一七日）条

是日、饗「新羅使於朝堂」。（後略）

天平勝宝四年（七五二）七月戊辰（二十四日）条

泰廉等還在「難波館」。勅遣レ使、賜「絶布并酒肴」。

一四 この年の三月に新羅がこれらの使節を遣した記事がみえる（『日本書紀』皇極天皇元年三月辛酉条）ので、この記事は帰国の際に立ち寄つた時のものと考えられる。

一五 帰路、対馬にて客死した。（『続日本紀』天平九年正月辛丑条）

一六 歌番号三七一〇～三七三九。（歌番号は『新編国歌大観』による）

一七 対馬は南北八十二キロメートル、東西幅最長十八キロメートルと、南北に細長い島である。現在は大船越と万関という二つの水路で三分されているが、大船越が開削されたのは一六七二年、万関瀬戸は一九〇〇年であり、これらの開削以前の東海岸と西海岸の行き来は、東西の海岸の距離が最も短くなる小船越などで行われたといわれる。

そのため、東海岸を北上した使節は、対馬中部の小船越周辺で上陸して西海岸の浅茅湾に移動したと考えられる。

一八 『日本書紀』天智天皇三年（六六四）是歲条

於「對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等」、置「防與」レ烽。又於「筑紫」、築「大堤」貯水。名曰「水城」。

一九 『類聚三代格』延暦十四年十一月廿二日太政官符「應下廢「防人」以二兵士充「辺戎上事」

二〇 南西諸島とは、種子島・屋久島・口永良部島と三島村を構成する竹島・薩摩硫黃島・黒島などからなる大隅諸島、十島村を構成する吐噶喇列島、奄美大島・喜界島・加計呂麻島・徳之島・沖永良部島・与論島などの奄美群島、沖縄本島や久米島などの沖縄諸島、宮古島と石垣島・西表島などの八重山からなる先島諸島、など九州と台湾の間の島々を一括して指す呼称である。これらの島々の社会・文化のあり方や日本への帰属の歴史的背景は様々であるが、古代の史料に南島としてあらわれる島に比定される島が、種子島・屋久島・奄美大島・徳之島・沖縄島・久米島・石垣島など広範囲に及ぶことから、本稿では便宜的にこの語を用いる。南西諸島の地域設定や呼称などについては、（水谷一〇〇九）を参照のこと。

二一 田中聰氏は、「夷邪久国」は「流求国」で、沖縄島にあつたとする。（田中一〇〇七）

二二 『日本書紀』では天武天皇十一年（六八二）七月丙辰（二十五日）

条のように、「多禰」と「掖玖」を区別しており、令制下で種子島と屋久島を所管した多禰嶋と異なり、『日本書紀』にみえる「多禰」は島としての種子島を指すと考えられる。

二三 この時期に南島進出が活発化した背景には、滅亡後の高句麗の残存勢力や耽羅などとの通交の途絶により、従属する新たな勢力を見出すことで小中華意識を満たす必要があつたことが考えられる。（柿沼二〇一七）

二四 薩末は薩摩、衣評は後の薩摩國頼娃郡、肝衝は後の大隅國肝衝郡。

二五 この事件の詳細については、（中村一九九六）（永山一〇〇九）など

を参照のこと。

二六 『続日本紀』和銅七年（七一四）四月辛巳（二十五日）条

二七 薩摩国については、『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉（三日）

条に、

唄更国司等〈今薩摩国也。〉言、於国内要害之地、建レ柵置レ戍守

之。許焉。

とあり、辺境を支配することを意味する「唄更」という表現がみえる。

「今薩摩国也」と付されているが、これは『続日本紀』編纂時の注であり、当初から薩摩国と呼ばれていたわけではなく、辺境支配のための特殊な地域設定がなされていたと考えられる。

『続日本紀』慶雲三年（七〇六）七月己巳（二十八日）条には、

大宰府言、所部九国・三嶋、亢旱大風、抜レ樹損レ稼。遣レ使巡省。

因免^レ被^レ災尤甚者調役。

とあり、この時点では大宰府管内に「九国・三嶋」があるとされる。九

国とは筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国・日向国・

大隅国・薩摩国、三嶋とは壱岐嶋・対馬嶋・多々羅嶋であり、この時点では薩摩国や多々羅嶋が成立していることになる。しかし、大隅国が日向国を割いて設置されたのは、『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙未（三

日）条に、「

割^レ肝坏^レ・贈於^レ・大隅^レ・始羅^レ、始置^レ大隅国」。

とあるように、七一三年のことである。そのためこの記事は編纂時の知識で書かれたとも考えられる。

このように、多々羅嶋や薩摩国の設置について直接的に言及する記事はない。永山修一氏は、多々羅嶋は七〇二年に役人が派遣され、七〇九年には中央から派遣された官人を確認でき、七一四年に至って行政単位としての多々羅嶋が名実ともに成立するとする。（永山二〇〇七）。中村明藏氏は、大宰府主導で多々羅嶋の統治は進められ、嶋司も府官による兼官であったが、その状況が移行したのが七一四年の多々羅嶋印の

給付であったとする（中村一九八九b）。なお永山氏は、薩摩の国は

七〇二年の半ばに成立していたとする（永山二〇〇九）。

二八 多々羅嶋が廃止になつた際に、四郡から二郡になつてゐる。（『類聚二

代格』天長元年九月三日付太政官奏）

二九 公廨稻が設置されなかつた対馬・多々羅の嶋司への公田地子について

は、（山里一九九六）を参照のこと。

三〇 なお、壱岐嶋や多々羅嶋については正史に據がみえるが、対馬嶋については、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条の記述にみえるのみである。この記事は、「大隅・薩摩・壱岐・対馬・

多々羅等司」について地子を給うもので、国司四等官ごとの量を記述しているが、ここに據がみえるのは大隅や薩摩が中国であつたからであるとも考えられ、下國であるとされた国に據がいた確実な証拠となり得るかは些か疑問である。

三一 『続日本紀』天平八年八月庚午（二十三日）条

三二 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）正月癸丑（十七日）条

大宰府奏、入唐副使從四位上吉備朝臣真備船、以^ニ去年十二月七日^ニ、來^ニ着益久嶋^ニ。自^ニ是之後、自^ニ益久嶋^ニ進發、漂蕩着^ニ紀伊國牟漏埼^ニ。

三三 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）三月癸丑（十七日）条

大宰府言、遣^レ使尋^ニ訪入唐第一船^ニ。其消息云、第一船、舉^レ帆

指^ニ奄美嶋^ニ去。未^レ知^ニ其着處^ニ。

三四 山里純一氏は、「南島路」は正式な航路であったとする。（山里一九九二）

三五 現在でも、南西諸島の海岸では中国や台湾からの漂着ゴミが多く見られる。また対馬でも、韓国や中国からの漂着ゴミが問題となつてゐる。

三六 佐渡国の場合にも、『続日本紀』天平十五年（七四三）二月辛巳（十一日）条に、

以「佐渡国」并「越後国」。

とあり、越後国へと併合されているが、七五二年に渤海使が「越後国佐渡嶋」に来着する（『続日本紀』天平勝宝四年九月丁卯条）と、先掲の『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）十一月乙巳（三日）条にあるように、渤海使来着からひと月余で佐渡国を復置している。七五二年の渤海使は渤海から派遣された三回目の使節であるが、それ以前の渤海使は、七二七年も七三九年も出羽に来着した。

すなわち佐渡は、それまでも「辺遠」ではあったが（『類聚三代格』大同四年二月二十九日付太政官奏）、この時に外交使節が来着する可能性のある対外通交上の要地、「辺要」として位置づけられ、越後国府から海を隔てて遠く離れていると情報伝達に支障が出ると考えられたために「国」が復置されたと考えられる。

なお相澤央氏は、緊張する大陸・半島諸国との関係のなかであらたに佐渡国が辺要国として位置づけられたとする（相澤二〇〇五）。

三七 『続日本紀』 宝亀五年（七七四）正月庚申（二十九日）条

三八 『類聚国史』 卷一五九・田地部・口分田・延暦十九年（八〇〇）十二月辛未（七日）条

三九 『類聚国史』 卷一九〇・風俗部・隼人・延暦二十年（八〇一）六月壬寅（十一日）条、『日本後紀』 延暦二十四年（八〇五）正月乙酉（十五日）条

なお、この時期の対隼人については、（鈴木一〇〇七）などを参考のこと。

四〇 九世紀の来航新羅人の活動については、（鄭一〇一五）などを参考のこと。

四一 『続日本後紀』 嘉祥二年（八四九）二月庚戌（二十五日）条

四二 『日本三代実録』 貞觀十二年（八七〇）十一月十七日条

四三 加藤友康氏も、日常的に国境を越えた人同士が結びつき、中央政府に対しても反逆を試みることへの危機意識がこれらの事件によつて高

まつたとする。（加藤二〇一六）

四四 日本の四至の概念については、（村井二〇一三）などを参照のこと。

四五 東山道の末尾の国は出羽であるが、ここでは陸奥が挙げられているという問題はあり、北陸道と出羽国との関係などからの検討が必要である。

四六 肥人については言語学的な分析も含めて他にも様々な見解が出されており、高麗人とする説やインンドシナ人とする説などもあるが、肥国と何らかのつながりがあると考えるのが史料に基づく理解であると思われる。

四七 肥後地域と南島との関係については、近藤浩一氏も遣唐使の「南路・南島路」のバツクアップ体制や耽羅との通交などの視点から論じている。（近藤二〇一七）

四八 新飼早樹子氏は、八世紀第4四半期に日本が直面していた対外的な問題について検討している。（新飼二〇二〇）